

## 防火・防災管理対象物定期点検報告制度の特例認定の手続について

消防法第8条の2の3に定める「防火対象物の点検及び報告の免除」及び消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める「防災管理対象物の点検及び報告の免除」（以下「特例認定」と言います。）の手続は、次のとおりです。

### **※ご注意ください！**

免除されるのは、消防法第8条の2の2に定める「防火対象物の点検と報告」及び消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める「防災管理対象物の点検及び報告」（以下「定期点検報告」と言います。）です。

消防法第17条の3の3に定める消防用設備等の点検や報告、消防計画で定めた自主検査や訓練などは免除されませんのでご注意ください。

### **1 特例認定の申請**

書面の場合は、消防本部予防課に申請書と添付書類を各2部提出してください。1部は副本として、通知書交付時にお返しいたします。

令和4年度から e-kanagawa 電子申請システムでも申請可能です。

1つの建物に複数の管理権原者がいる場合（消防計画が複数ある場合）には、それぞれの管理権原者ごとに申請が必要です。（建物ごとの申請ではありません。）

### **2 特例認定の審査**

特例認定の審査では、建物にお伺いして検査を行いますので、その際は立会いにご協力ください。審査項目の中に不備となる事項があるとき、特例は不認定となります。

申請から決定までに最長で30日程度お時間をいただく場合があります。

検査後、特例を認めるか、認めないかの結果を文書でお知らせいたします。

### **3 申請時に必要な書類**

#### **(1) 「防火・防災管理対象物点検報告特例認定申請書」**

この申請書を提出してください。

(添付書類)

#### **(2) 建物登記簿、賃貸契約書又は営業許可書などの写し**

申請された所在地及び申請者が管理を開始した日を証明する書類を添付してください。